

防犯灯新設時の注意事項

(1) 令和5年度の新設防犯灯について

新設防犯灯はLED型防犯灯です。

また、新設工事については自治会の費用負担はありません（高松市の全額助成）。

(2) 添付書類について

- ◆「防犯灯の位置図」…地図に電柱の位置と、灯具の設置方向がわかるように矢印を記載してください。
 - ◆「防犯灯の写真」…カラー写真
 - ・柱全景 1枚
 - ・電柱番号（番号がはっきり写ったもの） 1枚
- ※さらにNTT柱の場合は写真の撮り方に細かい指定があります。

(3) 設置基準について

防犯灯の新設に当たっては、「高松市防犯灯設置基準」に基づき、既設の防犯灯、水銀灯、その他街灯類の照明効果がおよばない場所で、かつ、既設防犯灯から直線距離で約30メートル以上離れた場所に設置するようにしてください。（設置予定の電柱等に樹木が茂っている場合などは、自治会様に樹木伐採をお願いする場合があります。）

(4) 単位自治会長の個人情報を電気工事業者に開示することの同意について

工事の施工に当たり、電気工事業者から単位自治会長に連絡を取る場合もあります。施工する電気工事業者に単位自治会長の連絡先（住所・電話番号）を知らせる旨の同意をもらってください。

(5) 電柱の所有者について

電柱の所有者は、電柱番号を記載したプレート（2枚ついている場合には上側のプレート）で判別します。地名がカタカナで表示されているものは四国電力、漢字で表示されているものはNTTのものです。

それ以外の木柱は、ほとんどが高松市有線放送電話協会のものですが、高松市有線放送電話協会は解散し、平成28年3月末で清算を完了しています。従って、元有線柱は無主物となっており、所有者が特定できない柱に対する架設は四国電力の許可が下りないことから、元有線柱には設置できません。

電気工事業者が施工する際、申請いただいた電柱所有者と実際の電柱所有者が相違している場合、確認作業や書類の提出等が必要となり、工事の遅延が発生します。現地で十分に確認してください。

(6) NTT柱への設置について

NTT柱に防犯灯を設置する場合、NTT宛に「申請書」、「写真」、「着工・完了届」などの書類が必要となり、手続きが煩雑となるほか、防犯灯の設置までに相当の日数を要する場合があります。また、LED灯の防犯灯が設置されたNTT柱を建替える際には、自治会負担（1灯当たり6,000円）が必要となります。

このようなことから、防犯灯の設置を希望するNTT柱の近くに四国電力柱があり、その四国電力柱に防犯灯を設置しても照明効果にあまり差が認められない場合は、できる限り四国電力柱に設置するようにしてください。

(7) 周辺住民の同意について

防犯灯の新設に当たっては、当該防犯灯周辺の住民の方（田畑の所有者を含む。）に、必ず同意を得るようにしてください。

近隣の住民から「一晩中明るく、眠れなかった」、「稲の成育が悪くなった」等の苦情が寄せられることがありますので、灯具の向き（方向）と併せて十分協議してください。